

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出し中「分割徴収の方法等」を「分割納付又は分割納入の方法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する分納金額」を「条例第十條第二項（条例第十一條第二項及び条例第十二條第三項において準用する場合を含む。）に規定する納付金額又は納入金額」に改め、同項を同条とする。

第六条の三第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とする。

第六条の五第一項中「第十五條の二第二項」を「第十五條の二の三第二項」に改める。

第四十四條の表九の十一号中「第六條の三第二項」を「法第十五條の二第三項」に改め、同表九の十二号を削り、同表九の十三号中「第十五條第四項前段」を「第十五條の二の二第一項」に、「別記様式第九號の十三」を「別記様式第九號の十二」に改め、同号を同表九の十二号とし、同號の次に次の一号を加える。

九の十三	
徴収猶予（換価の猶予）期間延長通知書（法第十五條の二の二第一項（法第十五條の五の二第三項及び法第十五條の六の二第三項において準用する場合を含む。）の通知書）	別記様式第九號の十三

第四十四條の表九の十四号中「第六條の三第三項」を「法第十五條の二の二第二項」に改め、同表九の十六號の次に次の二号を加える。

九の十六の二	
九の十六の三	
換価の猶予申請書（法第十五條の六の二第一項の申請書）	別記様式第九號の十六の二
換価の猶予期間延長申請書（法第十五條の六の二第二項の申請書）	別記様式第九號の十六の三

第四十四条の表九の十七号中「第十五条の五第三項前段において準用する法第十五条第四項前段」を「第十五条の五の二第三項及び法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の十七の二	換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請棄却通知書（法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第二項の通知書）	別記様式第九号の十七の二
--------	---	--------------

第四十四条の表九の十八号中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の二第二項及び法第十五条の六の二第二項」に改め、同表六十六の二号中「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の二第一項」に改める。

別記様式中「60B」を「36B」に改める。

別記様式第九号の十から別記様式第九号の十三までを次のように改める。

徴 収 猶 予 申 請 書							
年 月 日							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑨ 個人番号又は法人番号					
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予を受けた いので申請します。							
徴収猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納期限	税 額	そ の 他 徴収金額	徴収猶予 申 請 額	徴収猶予 期 間
	()	()	..	円	円	円	. . から . . まで
	()	()	..				
	()	()	..				
徴収猶予額の納付(入)の方法							
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情							

徴収猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩ 個人番号又は法人番号				
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予期間の 延長を受けたいので申請します。						
猶予期間		猶予期間延長を受けようとする県の徴収金				
当初の 猶予期間	延長を受け ようとする 猶予期間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納 期 限	猶予期間延長 申 請 額
・ ・ から	・ ・ から		()	()	・ ・	円
・ ・ まで	・ ・ まで		()	()	・ ・	
			()	()	・ ・	
期間延長後の納付(入)の方法						
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
申請の理由					担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情						

徴 収 猶 予 通 知 書							
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 氏 名						年 月 日	
埼玉県 県税事務所長 印 下記のとおり徴収猶予したので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。							
徴収猶予する県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	税 額	そ の 他 徴 収 金 額	徴 収 猶 予 申 請 額	徴 収 猶 予 額	徴 収 猶 予 期
	()	()	円	円	円	円	・ ・ から ・ ・ まで
	()	()					
	()	()					
徴収猶予後の納付 (入) の方法							
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円	円
以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付 (入) の際に納付すること。							
決 定 の 理 由							
備 考							

徴収猶予（換価の猶予）期間延長通知書						
						年 月 日
納税者又は 特別徴収義務者 住（居）所 氏 名 様 埼玉県 県税事務所長 印 下記のとおり徴収猶予換価の猶予期間を延長したので、地方税法第 条第 項 の規定により通知します。						
猶 予 期 間		猶予期間を延長する県の徴収金				
当 初 の 猶 予 期 間	延長を受ける ようとする 猶 予 期 間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	猶 予 期 間 延長申請額	猶 予 期 間 延 長 額
・ ・ から	・ ・ から		()	()	円	円
・ ・ まで	・ ・ まで		()	()		
			()	()		
期間延長後の納付（入）の方法						
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円	円
以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付（入）の際に納付すること。						
決定の理由						
備 考						

				・
	()	()		・

額	徴収猶予額の	取消額
徴収猶予期間	うち納付(入)済額	
・ から ・ まで	円	円

徴 収 猶			
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	税 額
	()	()	円
	()	()	
	()	()	

や

子 額	額	徴収猶予額のうち 納付(入)済額	取消額
徴収猶予額	徴収猶予年月日	徴収猶予期間	
円		・ から ・ まで	円
	・ ・		円

に改め、同様式の次に次の二様式を加え

№。

換 価 の 猶 予 申 請 書							
年 月 日							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟ 個人番号又は法人番号					
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。							
換価の猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	納期限	税額	そ の 他 徴収金額	換価の猶予 申 請 額	換 価 の 猶 予 期 間
	()	()	・ ・	円	円	円	・ ・ から ・ ・ まで
	()	()	・ ・				
	()	()	・ ・				
換価の猶予額の納付(入)の方法							
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情							

換価の猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長 納税者又は 特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟ 個人番号又は法人番号						
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり換価の猶予期間 の延長を受けたいので申請します。						
猶 予 期 間		猶予期間延長を受けようとする県の徴収金				
当 初 の 猶 予 期 間	延長を受け ようとする 猶 予 期 間	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納 期 限	猶 予 期 間 延 長 申 請 額
. . から	. . から		()	()	. .	円
. . まで	. . まで		()	()	. .	
期間延長後の納付(入)の方法						
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円
申請の理由					担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、 価額及び所在)又は担保を提 供できない特別の事情						

別記様式第九号の十七を次のように改める。

別記様式第九号の十七

換 価 の 猶 予 通 知 書									
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 氏 名								年 月 日	
様								埼玉県 県税事務所長 印	
<p>あなたの下記徴収金については、滞納処分による財産の換価の猶予をしたので、 地方税法第15条の5の2第3項において準用する地方税法第15条の2の2第1 地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、徴収金については、下記納付 (入) の方法により、必ず猶予期限までに納 付 (入) してください。</p>									
滞 納 金 額	年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備考
		()	()	..	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
		()	()	..			〃	〃	
		()	()	..			〃	〃	
差 押 財 産	(名称、数量、性質、所在地その他)								
猶 期 予 間	年 月 日から 年 月 日まで 間								
猶 予 額									
納 付 (入) の 方 法	年 月 日	金 額		年 月 日	金 額		年 月 日	金 額	
	・ ・	円		・ ・	円		・ ・	円	
	・ ・			・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・			・ ・		
法	以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納付 (入) の際に納付すること。								
決 定 の 理 由									

別記様式第九号の十七の次に次の一様式を加える。

別記様式第九号の十七の二

換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請棄却通知書							
納税者又は 特別徴収義務者 住（居）所 氏 名						年 月 日	
埼玉県 県税事務所長 印							
年 月 日申請に係る換価の猶予（換価の猶予期間延長）は、下記の理由により認められませんので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。							
申 請 の 内 容							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	税額	そ の 他 徴収金額	換価の猶予 (期間延長) 申 請 額	猶予期間	延長期間
	()	()	円	円	円	. . . から	. . . から
	()	()			
	()	()				まで	まで
棄却理由							

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第九号の十八中 「滞 納 者」を「納 税 者 又 は 滞 納 者」 「地方税法第

15条の6第2項」を「地方税法第15条の5の3第2項
に改める。」

地方税法第15条の6の3第2項」

別記様式第六十六号の二中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当
分の間、所要の調整をして使用することができる。